

町会・自治会等法人化の手引き

改訂第6版

目次

I はじめに	1
II 認可地縁団体とは	
1 制度の趣旨(目的)	1
2 認可の申請ができる団体	2
3 認可の要件	2~5
III 認可手続の流れ	
1 認可手続の主な流れ	6
2 事前打合せ・調整	7
3 総会の開催	7
4 認可申請	8
5 認可・告示について	8
IV 認可後の手続・届出	
1 認可後の届出義務	9
2 証明書の発行	9
3 不動産登記・税の申告	10
4 認可地縁団体の解散と取消	10
V 認可後の運営について	
1 構成員と表決の考え方	11
2 運営に係る法の義務	11
3 認可地縁団体と行政の関係	12
4 書面や電磁的方法による決議方法について	12~13
VI 参考例・様式集	
1 規約例	14~19
2 認可申請時の様式	20~23
3 認可申請後の届出・申請様式	24~26
4 証明書交付に係る様式	27~29

令和4年(2022年)10月

八王子市 市民活動推進部 協働推進課

I はじめに

平成3年(1991年)4月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、町会・自治会等の団体(地縁による団体)が市長の認可を受けることによって法人格を取得し、団体名での不動産登記を可能とする制度(認可地縁団体制度)が導入されました。

町会・自治会が認可を受けるにあたっては、地方自治法が定めるいくつかの要件を満たす必要があり、法人として認可された団体は、地方自治法や関連法令に則った運営方法が求められます。

また、令和3年(2021年)以降、地方自治法改正による本制度の目的の見直しや、時代に即した運営方法の制度の追加が行われています。

本誌は、認可地縁団体制度の概要、認可手続の流れや認可後の団体の運営について説明し、認可地縁団体制度の道標として作成しました。認可を取得することを検討している団体にとっては、認可までの手続のための一助として、認可取得済の団体にとっては、運営方法の一助として参考にしていただければと思います。

II 認可地縁団体とは —— 趣旨と要件

1 制度の趣旨(目的)

町会・自治会等で不動産等を所有する場合、従来は団体名義で登記できなかったため、役員等の共有名義あるいは個人名義で登記がされていました。

ところが、登記名義人の転居や死亡により、登記手続が滞り、相続などの財産上の法的トラブルに発展するなど、様々な問題が生じていました。

こうした問題に対応するため、平成3年(1991年)4月に地方自治法の一部を改正する法律が公布・施行され、法人格を取得(以下、「法人化」と表記します。)した町会・自治会等は、所有する不動産等を団体名義で登記ができるようになりました。本制度により、法人化した団体は不動産権利関係の不安が解消され、安定した運営が可能になります。

なお、令和3年(2021年)には、地縁団体が地域課題の解決に向けた幅広い取組を行う事例が増加してきたことを踏まえ、「不動産の保有予定の有無」が認可の要件から削除されました。この条件の緩和により、地縁団体が地域活動を円滑に行うために必要であれば、資産の有無に関係なく法人格を取得することが可能になりました。

2 認可の申請ができる団体 — 「地縁による団体」

認可申請ができる団体は、「地縁による団体」です。「地縁による団体」とは、一定の区域が客観的に明らかであり、その区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体です。町会・自治会のように、区域内に住所を有する人が誰でも構成員となれる(加入できる)団体は本申請の対象となります。

一方で、①子供会や婦人会のように、構成員となるためには区域内に住所を有することの他に年齢や性別などの条件が必要な団体、②地域のスポーツ団体や趣味のサークルのように特定目的のために集まった人達の団体は、この制度の対象外となります。

3 認可の要件（地方自治法第 260 条の 2）

(1) 目的(第 2 項第 1 号)

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることを認められること。

⇒「～地域的な共同活動」とは、回覧や清掃、防災・防犯活動、会館の維持管理、お祭り等の行事など、町会・自治会の一般的な活動です。現在の活動と異なる活動をしなくてはならないという趣旨ではありません。

⇒「地域的な共同活動」の要件は、規約の目的の条項で判断します。

【→申請の事前打合せ P.7 参照】

規約で規定している目的が、レクリエーション活動やスポーツ活動など、特定の分野の活動に限定される場合は、本要件を満たしません。

⇒「現にその活動を行っている」ことの要件は、町会等の活動内容がわかる書類(事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等)で判断します。【→申請書類 P.8 参照】

認可申請時点で、目的に掲げる活動を行っていることが必要であるため、1 年以上、町会・自治会としての活動を行っていることが要件となります。

(2) 区域(第2項第2号・第4項)

- ・その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ・区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

⇒区域は、その町会の構成員(会員)のみではなく、市内の住民が客観的にみてわかる範囲であることが必要です。

⇒「相当の期間にわたって存続している区域の現況」を区域とするため、認可の申請に当たって新たな区域の設定や区域変更を伴うものではありません。

⇒区域が不明確または流動的であると、構成員の範囲が不明確となり、法人格を取得している団体として活動実態や範囲が不明瞭となるため、適当ではありません。区域は、町(字)名、地番、住居表示で規約に示し、区域(規約)の変更は認可地縁団体の重要事項であるため、市に届出が必要となります。【→認可後の届出 P.9参照】

(3) 構成員(第2項第3号)

- その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

⇒「すべての個人」とは、「年齢、性別、国籍等を問わず区域に住所を有する個人すべて」をいいます。

したがって、構成員の考え方は、

ア 一般の(任意団体の)町会・自治会でカウントしている「世帯」単位ではなく、「個人」単位になります。

イ 年齢や性別などで、構成員の加入資格を規約に定めることは認められません。

【→構成員の考え方 P.11参照】

⇒「相当数の者が現に構成員となっている」ことの要件は、構成員名簿で判断します。

「区域内に住所を有する人の過半数」が構成員となっている場合は、概ねこの要件を満たすものと考えています。

【→申請の事前打合せ P.7参照】

(4) 規約(第2項第4号・第3項)

規約を定めていること。

⇒以下の8項目が規定されている必要があります。

下記項目は法定事項であるので、規約に必ず規定しなければなりません。

一方、下記以外の事項も規定することは差し支えありません。【→規約例 P.14参照】

ア 目的 — 前述の(1)目的を参照

町会・自治会等の活動が、スポーツや芸術など特定の活動のために行われているのではなく、広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。

なお、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に活動内容を具体的に定めることが必要です。

イ 名称

地方自治法上、名称について制限はありません。

「××自治会」「××町会」といった名称で構いません。ただし、他の法令で名称の使用制限がある場合には、これに従う必要があります。

ウ 区域 — 前述の(2)区域を参照

住民にとって客観的に明らかなものとして認識できるよう定められていることが必要で、この区域は、町会・自治会等が相当の期間にわたって存続している区域の現況による必要があります。

具体的な表現は、

(ア) ××町全体が町会・自治会等の区域の場合

「八王子市××町の区域とする。」となります。

(イ) ○○町の一部が町会・自治会等の区域の場合

「八王子市○○町○○番地○から△△番地△まで、同所□□番地□から××番地×まで、……」となります。

この地番は公図から全部を拾いだす必要があります。なお、住居表示済の地区にあっては住居表示によることとなります。

エ 主たる事務所の所在地

代表者の自宅に置く、あるいは集会施設に置くこととするのが一般的です。規約の定め方としては、地番や住居表示により「本会の主たる事務所は、八王子市○○町△△番地に置く。」と定めるか、また、単に「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く」と規定することも可能です。

オ 構成員の資格に関する事項 — 前述の(3)構成員を参照

区域に住所を有する個人全てが、構成員になれることが定められていなければなりません。また、正当な理由(共同活動が阻害されることが明らかであると認められるとき)がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めなければなりません。

さらに、加入・退会等の資格の得失についての手続きや会費に関する事項等を定めることが望ましいでしょう。

なお、退会についても本人の意思に制約を加えることはできません。

また、法人や団体は構成員とはなれませんが、表決権等は有しないものの、賛助会員として町会・自治会活動を賛助等の形で参加できるとすることは可能です。

カ 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、委任する事務等について規定します。

なお、地方自治法には代表者の権限についての規定がありますので、それらに留意しなければなりません。

キ 会議に関する事項

総会及び臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項を定めます。

原則として、表決権は個人単位で平等です。ただし、世帯単位で活動し、意思決定を行っていることが、沿革的にも実践的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限っては、表決権を世帯単位とすることも可能ですが、代表者や監事の選任について適用することは適当ではありません。

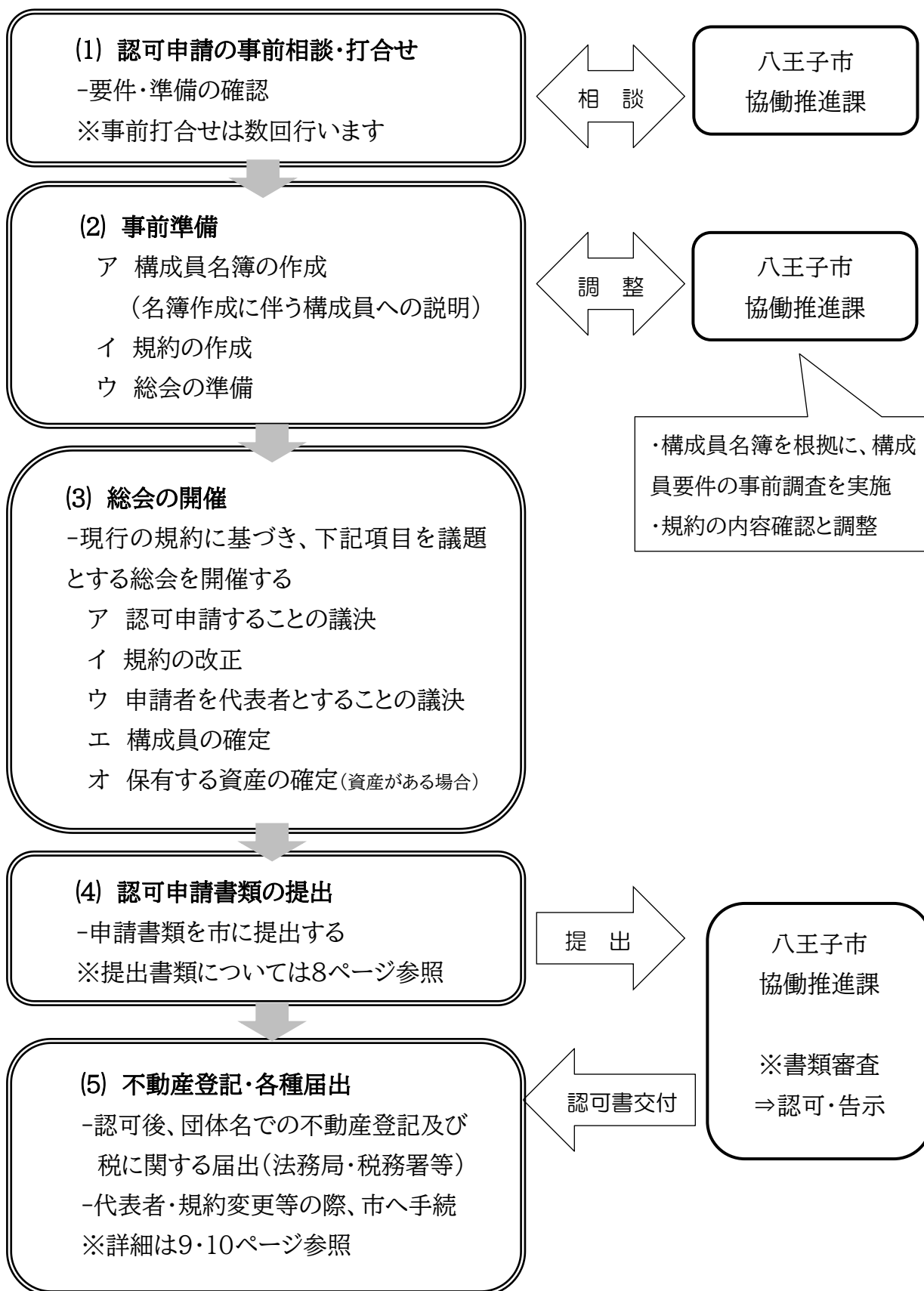
ク 資産に関する事項

資産の構成及び処分、管理の方法を定めます。資産の構成は、固定資産、流動資産を問いません。(負債は含みません。)

資産の構成として「別に定める財産目録記載の資産」と定めることが簡便と考えられます。また、経費の支弁等その管理についても定めます。

Ⅲ 認可手続の流れ

1 認可手続の主な流れ



2 事前打合せ・調整

認可申請(総会)前の打合せ・調整では、特に下記の認可要件について、要件を充足しているかを確認します。

- (1) 団体の構成員名簿から、区域内住民の相当数が現に構成員となっているか
⇒事前に区域の一覧、構成員の住所・氏名(個人名フルネーム)等が掲載された名簿をご提出いただき、住民基本台帳登録人口数の過半数に至っているかどうかについて、調査を行います。【→構成員名簿様式 P.22参照】

<構成員名簿について>

- ・構成員は、規約で定めた区域に住所を有する個人であれば、年齢、性別、国籍等を問いません(前述の構成員に関する資格を参照)。
- ・未成年者等、加入意思の確認が難しい場合は、民法上の法定代理人(親権者等)により加入手続きが取られていることが必要となります。
- ・会員でない場合には、構成員名簿に記載する必要はありません。

- (2) 規約改正案が法に則った規約であるか
⇒14ページに掲載している規約を参考に規約(案)を作成していただき、法的に問題がないか等、内容を確認します。

3 総会の開催

事前打合せ・調整で認可要件を充足すると確認ができた後、認可申請を議題とする総会を開催します。総会は現行の規約に則って開催し、①認可申請をすることの議決、②規約改正(認可のために法に則った規約に改正する)、③申請者を代表者として、④構成員の確定を議決します。

なお、令和3年(2021年)の法改正により、保有資産目録(不動産などの保有資産の一覧)を認可時に提出する必要はなくなりましたが、「認可を受ける時及び毎年1～3月までの間に財産目録を作成しなければならない(地方自治法第260条の4第1項)」という規定からも、保有資産がある場合は資産内容を確定し、財産目録の内容について総会で議決しておくことが必要です。

4 認可申請

上記の事前打合せ・調整及び認可に係る総会の合意を経て、認可申請書類を提出します。提出書類は次のとおりです(地方自治法施行規則第18条)。

- (1) 認可申請書(規則に規定された所定様式)【→P.20】
- (2) 規約(総会で議決されたもの)
- (3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類(議事録)【→P.21】
- (4) 構成員名簿【→P.22】
- (5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行なっていることを記載した書類(前年度の事業報告書・決算書、当年度の事業計画書・予算書等)
- (6) 申請者が代表者であることを証する書類(申請者を代表者に選出する旨の議決内容が記載されている議事録と承諾書)【→P.23】
- (7) 区域図:参考にご提出をお願いします

5 認可・告示について

認可申請書類の審査を行い、法の要件を充たし、書類に不足等がない場合には、認可・告示(地方自治法第260条の2第5項・第10項)を行います。告示とは、市が広く公に知らせる必要がある事項(法令に規定があるもの)を周知する仕組みで、市役所本庁舎前の掲示板に掲示されます。告示により、法人となったこと・告示された事項を第三者に対して対抗できることとなります(第13項)。

認可地縁団体の告示事項は以下のとおりです(施行規則第19条第1項第1号)。

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- (7) 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日

市では認可後、認可地縁団体ごとに上記内容を記載した台帳を作成し、保存します。告示内容については、告示事項証明書(台帳の写し)の発行により、確認することができます。

【→告示事項証明書の発行 P.9参照】

IV 認可後の手続・届出

1 認可後の届出義務

(1) 告示事項変更の届出

前述の告示事項の内容に変更が生じたときには、所定の様式に根拠書類を添えて、速やかに届出を行わなければなりません(地方自治法第260条の2第11項・施行規則第20条)。

具体的には、代表者の変更や目的・区域の変更(※)などです。変更の際には、告示事項変更届出書(規則所定の様式:P.24)に、変更内容を承認した総会の議事録を添えて提出が必要です。

変更の届出後、変更内容の告示を行います(施行規則第19条第1項第5号・第2項)

※目的・区域の変更に伴い、規約変更も必要になりますので、以下の(2)規約変更の認可申請の手続も合わせて必要となります。

(2) 規約変更の認可申請

規約の変更を行う際には、規約及び法に則り、総会での承認・市長の認可を受けなければなりません(地方自治法第260条の3)。規約変更に係る議案を総会で議決した後、規約変更認可申請書(規則所定の様式:P.25)に①規約変更の内容及び理由を記載した書類(例:議案書)、②規約変更を総会で議決したことを証する書類(議事録:参考例P.26)を添付して、提出が必要になります(施行規則第22条)。

2 証明書の発行

(1) 告示事項証明書

認可地縁団体の告示内容については、告示事項証明書を発行しています(地方自治法第260条の2第12項・施行規則第21条)。本証明書はどなたでも発行できます。証明書の発行手数料は1通200円(令和4年度現在)です。交付請求書(様式:P.27)を窓口または郵送にて受付けております。

(2) 印鑑登録・印鑑証明

認可地縁団体は団体の印鑑(1団体1個まで)を登録し、その証明書の発行を請求することができます(八王子市認可地縁団体印鑑登録証明事務規則)。

印鑑登録は任意です。登録には、登録印と代表者の本人確認書類(運転免許証・保険証等)が必要です。代表者の方が協働推進課窓口で手続を行ってください(様式:P.28~29)。なお、登録できる印鑑には条件がありますので、事前にご相談ください。

3 不動産登記・税の申告

(1) 不動産登記

登記の手續や詳細については、法務局にお問合せください。また、登記を司法書士等に依頼した場合は、別途登記費用がかかります。詳しくは、司法書士等に直接ご相談ください。

(2) 税の申告 詳細については、各機関へお問合せください。

ア 法人の設立届

八王子税務署、八王子都税事務所、市役所住民税課に「法人設立・設置届出書」を提出してください。

イ 課税関係【参考】

税の種別		収益事業		問合せ
		行わない場合	行う場合	
市税	法人市民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割・法人税割 課税	八王子市役所 住民税課
	固定資産税	従来どおり課税 ただし、公益目的は 減免措置あり	従来どおり課税	八王子市役所 資産税課
都税	法人都民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割・法人税割 課税	八王子都税事務所
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	従来どおり課税 ただし、公益目的は 減免措置あり	従来どおり課税	
国税	法人税	非課税	課税	八王子税務署
	登録免許税	課税	課税	法務局八王子支局

4 認可地縁団体の解散と取消

法人化された町会・自治会は、①規約で定めた解散事由の発生、②破産手續開始の決定、③認可の取消し、④総会の決議(総会員の4分の3以上の承諾が必要)、⑤構成員が欠けたこと、いずれかの事由により解散します。解散の場合には、市に届出が必要となります(解散に関する規定:地方自治法第260条の20~37)。

一方、認可後に認可要件を欠格したとき、または不正な手段で認可を受けたときは、市は認可を取り消すことができます(地方自治法第260条の2第14項)。

V 認可後の運営について

1 構成員と表決の考え方

区域に住所を有することの他に、年齢や性別、国籍等の条件を会員の資格として定めること(例:「成人を会員とする」)は法律上認められていません。

そこで、以下の三点について、解説します。

(1) 未成年者など意思が確認できない場合

未成年者など意思が明確に確認できない場合は、民法上の規定に則り、法定代理人(親権者等)が団体加入の決定や表決権を行使することになります。

(2) 賛助会員の考え方

法人や団体は構成員になることはできません。ただし、表決権を有さず、活動に参加する賛助会員の規定を設けることは可能です。

(3) 個人単位での表決(地方自治法第260条の18)

「認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする」という規定からも、全ての議題において、表決権を世帯単位で1票と規定することはできません。

ただし、①規約の変更や財産処分、解散決議などといった団体の根幹にかかわる重要事項と、②監事や役員会の設置など規約に定める必要がある事項を除いて、世帯単位で表決することが社会的にも合理的であると認められ、1個人の表決ではなく、1世帯の表決であっても構成員個人の表決権を侵害しないと考えられる事項については、規約に規定することで、例外的に「世帯単位で1票」とすることは可能と解されています。

2 運営に係る法の義務

認可地縁団体の運営に係る主な義務を以下にまとめました。

種別	内容	地方自治法 根拠条文
構成員	正当な理由がない加入の拒否の禁止	第260条の2第7項
	民主的運営の原則及び不当・差別的取扱の禁止	第260条の2第8項
目的	特定政党のための利用禁止	第260条の2第9項
総会	毎年一回以上の通常総会の開催	第260条の13
	総会の招集通知(少なくとも五日前)の発出	第260条の15
	議題通知の義務(規約の例外を除く)	第260条の17
	総会決議の原則(規約の例外を除く)	第260条の16
その他	財産目録の作成・構成員名簿の更新	第260条の4

3 認可地縁団体と行政の関係

認可を受けた後も、従来の町会・自治会と同様、住民が任意に組織して活動している団体であることに変わりはないため、市が認可地縁団体を指揮監督することはありません。また、市の下部組織とみなされることもありません。法律上も、認可地縁団体を「公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない」と規定されています(地方自治法第260条の2第6項)。

4 書面や電磁的方法による決議方法について

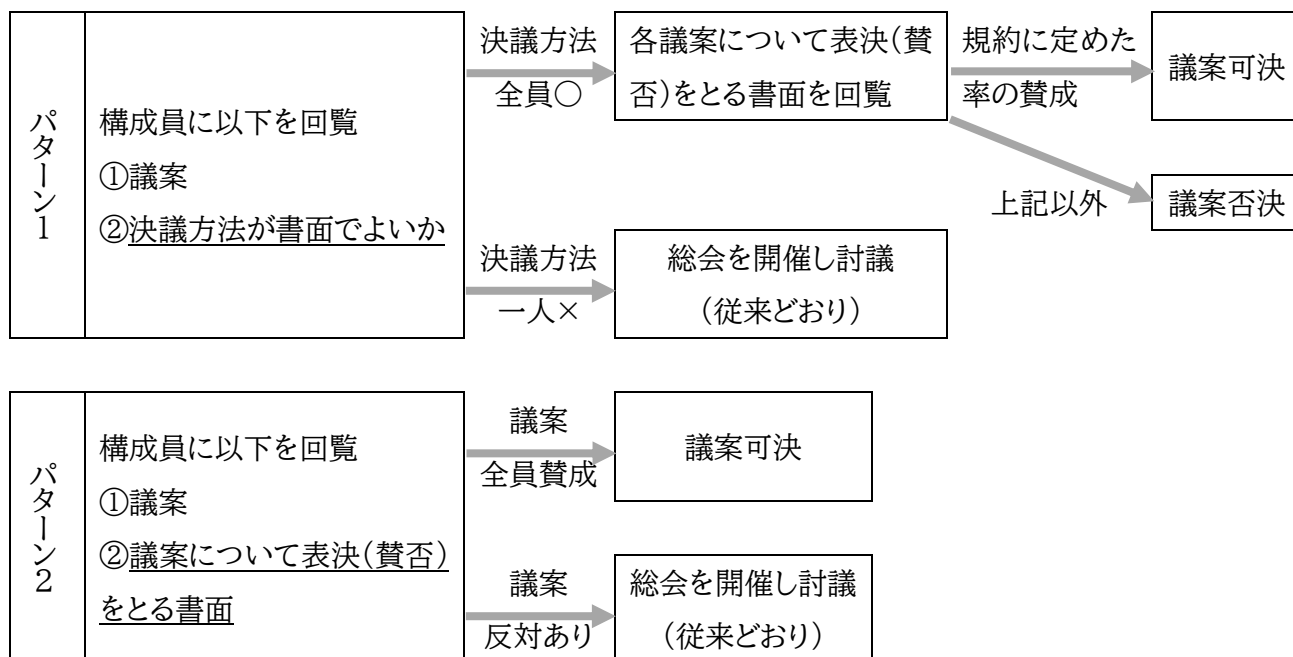
(1) 総会を欠席する構成員の表決権の行使

構成員が総会を欠席する場合、その構成員が有する表決権の行使については、以下の方法があります。

- 表決権を出席者(議長などでも可・任意)に委任する【従来の委任状提出】
⇒全ての議案について、受任者に表決を委任する
 - 書面または代理人による表決(第260条の18第2項)【欠席者の書面表決】
 - (規約の規定または総会決議を経て)電磁的方法による表決(同条第3項) }
⇒議案について、賛成・反対の意思表示がある
- ※電磁的方法:電子メール、Web、アプリなど

(2) 総会の書面表決(電磁的方法による表決)について

令和4年(2022年)の法改正により、下記の手順を踏む場合に、総会を開催せずに書面または電磁的方法により決議をすることができるようになりました(第260条の19の2)。



※書面表決の表は、総務省自治行政局市町村課作成の『認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答』から参考に作成しました。

～総会の書面表決について(『認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答』から抜粋)～

(問)総会の開催を省略するために全員の承諾や合意を必要とする理由は何でしょうか。(構成員の多い団体では活用しにくいいため要件を緩和するべきではないでしょうか。)

(答)認可地縁団体の総会は、当該団体の意思決定を行う最高機関であり、本来、少なくとも毎年1回以上開催されるべきものです。今回の改正で新設する書面又は電磁的方法による決議に関する規定は、かかる総会を開催することなく総会の決議があった場合と同一の効力を認めるものであり、総会の場での討議を省略するという意味において、重大な例外を認めるものです。そこで、総会の場での討議を省略することによって全ての構成員に不利益が及ばないように構成員全員の承諾等を必要とすることとしています。なお、他の法人制度においてもすでに同様の規定が設けられていますが、当該規定においても関係者全員の承諾等を必要としています。

(問)今回の改正により新設される書面又は電磁的方法による決議の規定を活用し、今後一切の総会の決議事項について、書面又は電磁的方法により決議を行うこととする事は可能でしょうか。

(答)今回の改正により新設される法第260条の19の2第1項及び同条第2項は、書面又は電磁的方法による決議を行うことを可能とする規定ですが、いずれも、個々の決議事項についてその議案(何について決議を行うのか)を提示してそれぞれ規定どおりの承諾又は合意を得る必要があり、あらかじめ決議全般について包括的に承諾又は合意を得ることはできません。すなわち、同日に複数の事項について書面又は電磁的方法による決議を行おうとする場合であっても、個々の議案について規定どおりの承諾や合意を得る必要があるということです。したがって、今後一切の決議事項について、書面又は電磁的方法により決議を行うこととする事もできません。

VI 参考例・様式集

1 規約例

〇〇町会(自治会)規約(会則)

解説あり

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇
- (5) 〇〇〇〇〇〇〇〇

目的・名称・区域・主たる事務所・
会員(構成員) <1~5 条>は規約
に定めなければいけません。

(名称)

第2条 本会は、「〇〇〇会」と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、八王子市△△町×番□号から××番□□号までの区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、東京都八王子市△△町×番□号に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会した者とする。

2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他の役員 〇人
- (4) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、賛助会員を除く会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種類別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、賛助会員を除く会員をもって構成する。

・代表者に関する事項については、規約に規定しなければなりません。必ず代表者（会長職）を置くことが必要です。

・代表者に関する権限を規定する場合は、法の規定(260条の6～10)に則り、規約に規定する必要があります。

・会議に関する事項は規約に定めなければいけません
<第4章>。

・総会は、少なくとも毎年1回開催しなければいけません。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

総会開催には、会議の目的・議案などを示す通知を総会の少なくとも5日前に出さなければなりません。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員の数分の一とする。

- (1) ○○○○○○
- (2) ××××××××

3 賛助会員は表決権を有しない。

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

表決権は世帯ではなく個人で平等です。例外を定める場合は2項の規定が必要です。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

「規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う」という法の規定があるため、役員会の規定を置くことが適当です。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに連絡しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

資産に関する事項は規約に定めなければいけません
<第6章>。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
 - (2) 会費
 - (3) 活動に伴う収入
 - (4) 資産から生ずる果実
 - (5) その他の収入
- (資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の決議によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、毎年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

財産目録は毎年作成しなければなりません。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、八王子市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

規約変更は、総会の議決・市長の認可が必要です。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

財産目録・構成員名簿は備え置かなければなりません。

細則等を定める際は、役員会などに委任する旨の総会の議決が必要です。

- ・ 施行日は、認可後に認可年月日を記入してください。
- ・ 年度途中で設立認可を予定している場合は、附則の2・3が必要となります。

2 認可申請時の様式

(1) 認可申請書(施行規則第18条)

様式 (規則様式)

年 月 日

八王子市長 殿

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

1. 規約
2. 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
3. 構成員の名簿
4. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
5. 申請者が代表者であることを証する書類

(参考図書)

1. 区域図

(2) 認可申請時の議事録【参考】

〇〇町会 〇〇総会議事録

- 1 日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時から〇〇時まで
- 2 場所 八王子市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇会館
- 3 会員数 〇〇〇名（令和〇〇年〇〇月〇〇日現在）
- 4 出席者数 〇〇〇名（本人出席〇〇名、委任状による者〇〇名）
- 5 議題 第1号議案 地縁団体の認可を申請することについて
第2号議案 会長を代表者・申請者とするについて
第3号議案 規約の改正について
第4号議案 構成員の確定（及び保有する資産の確定）について

6 会議の概要及び表決の結果

〇〇時定刻に、△△△△町会長が〇〇町会規約〇条に基づき、会議が有効に成立した旨報告し、総会の開会を宣言した。直ちに〇〇〇〇氏を議長に選出し、議長は、書記に〇〇〇〇氏を、議事録署名人に〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏を指名し議事に入った。

第1号議案 「地縁団体の認可を申請することについて」

【認可申請をする理由を記入（例：本町会では、〇〇会館を財産として保有しているが、町会は任意団体で法人格がないため、会館の登記が町会名義ではなく会員の共有名義となっており、会館の権利の帰属が将来的に問題となる）】。そこで、町会などの地縁団体が市長から認可を受けることで法人格を得ることができる地方自治法の「認可地縁団体制度」の申請を行うことについて、説明した。

協議・質疑応答を経て、採決の結果、第1号議案は原案通り承認された。

第2号議案 「会長を代表者・申請者とするについて」

認可申請を行うにあたり、△△△△町会長を代表者とし、代表者名で市に認可申請を行うことについて説明し、賛成多数で可決した。

第3号議案 「規約の改正について」

認可申請にあたり、地方自治法に則った規約に改正する必要がある旨を説明し、新規規約を示した。変更前の町会規約〇条に基づき議決したところ、（過半数：規約規定の率）の承認があり、第3号議案「規約の改正について」は原案通り承認された。

第4号議案 構成員の確定（及び保有する資産の確定）について

認可申請にあたり、法人の構成員となる者（及び法人名義で保有する資産）について確定する必要がある旨を説明し、異議なく了承された。

上記議事の経過及び結果を明確にするため、この議事録を作り議長及び議事録署名人が次に署名した。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議長	〇〇	〇〇	} 署名 または 記名+押印
議事録署名人	〇〇	〇〇	
	〇〇	〇〇	

(3) 構成員名簿(様式)

様式

構 成 員 名 簿

頁中の

	住 所	氏 名	摘 要
	八王子市		

※ ・構成員全員を記載すること。
 ・地番順に記載のこと。

(4) 承諾書(申請者が代表者であることを証する書類)

様式

承 諾 書

私は、 会長として 会の代表者となることを承諾します。

任 期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

なお、令和 年 月 日の総会においては口頭で承諾いたしましたが、本日改めてこの承諾書を作成しました。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

} 自署

3 認可申請後の届出・申請様式

(1) 告示事項変更届出書(施行規則第20条)

様式 (規則様式)

年 月 日

八王子市長 殿

地縁による団体の名称及び
主たる事務所の所在地
名称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

添付書類 (1)議事録の写 (2)承諾書

(2) 規約変更認可申請書(施行規則第22条)

様式 (規則様式)

年 月 日

八王子市長 殿

地縁による団体の名称及び
主たる事務所の所在地

名称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

記

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

(3) 告示事項変更届出書・規約変更認可申請書に添付する議事録例【参考】

〇〇町会〇〇総会議事録

下記の枠内は記載必須

- | | | | |
|---|---------|-------------------------------|------------|
| 1 | 日 時 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 | 〇〇時から〇〇時まで |
| 2 | 場 所 | 八王子市〇〇町〇〇番地 | 〇〇〇〇会館 |
| 3 | 会 員 数 | 〇〇〇名（令和〇〇年〇〇月〇〇日現在） | |
| 4 | 出 席 者 数 | 〇〇〇名（本人出席〇〇名、委任状による者〇〇名） | |
| 5 | 議 題 | ①令和〇年度 役員選任について
②規約の変更について | |

世帯表記ではなく
個人表記

6 会議の概要及び表決の結果

〇〇時定刻に、〇〇〇〇町会長が〇〇町会規約〇〇条に基づき、会議が有効に成立した旨報告し、〇〇総会の開会を宣言した。直ちに〇〇〇〇氏を議長に選出し、議長は、書記に〇〇〇〇氏を、議事録署名人に〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏を指名し議事に入った。

① 令和〇年度 役員選出について

令和〇年度役員候補者は、会長 〇〇 〇〇(フルネームで記載)さん、副会長〇〇 〇〇さん、…です。（質疑応答・議決）

第1号議案は、原案通り承認されました(議決結果を記載)。

② 規約変更について

(変更理由を記載)のため、町会規約第〇条について（～旧条文～）、を（～新条文～）へ変更したいと思います。（質疑応答・議決）

第2号議案は、原案通り承認されました(議決結果を記載)。

上記議事の経過及び結果を明確にするため、この議事録を作り議長及び議事録署名人が次に署名した。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇町会総会議長 〇〇 〇〇
議事録署名人 〇〇 〇〇 } 自署

4 証明書交付に係る様式

(1) 告示事項証明書交付請求書

年 月 日

八 王 子 市 長 殿

(請 求 者)

住 所

氏 名

告 示 事 項 証 明 書 交 付 請 求 書

地方自治法第260条の2第12項の規定により、下記地縁による団体の告示事項証明書の交付を請求します。

記

1 請求に係る団体の名称及び主たる事務所の所在地

団 体 の 名 称

主たる事務所の所在地

2 請 求 通 数 通

(2) 認可地縁団体印鑑登録申請書

(八王子市認可地縁団体印鑑登録証明事務規則第5条)

第1号様式(第5条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

八王子市長 殿

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	
----------------------	--

認可地縁団体の名称		
認可地縁団体の主たる事務所の所在地		
登録資格		
代表者等の氏名		年 月 日生
住所		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者	本人	氏名	
	代理人	住所	
		氏名	

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしてされている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 登録資格欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記入してください。
- 4 代表者等が本人であること書類(運転免許証、保険証等)を添付してください。

(3) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
 (八王子市認可地縁団体印鑑登録証明事務規則第8条)

第3号様式 (第8条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

八王子市長 殿

登録されている 認可地縁団体印鑑	
---------------------	--

認可地縁団体の名称		
認可地縁団体の主たる事務所の所在地		
登録資格		
代表者等の氏名		年 月 日生
住所		

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 枚の交付を申請します。

申請者	本人	氏名	
	代理人	住所	
		氏名	

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録資格欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記入してください。

発行：八王子市 市民活動推進部 協働推進課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 042-620-7401 (直通)

FAX 042-626-0253

E-mail b050700@city.hachioji.tokyo.jp